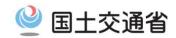
公募設置管理制度の特徴



公募設置管理制度とは・・・

- ○都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を 行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- ○事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等<u>公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備</u> することが必要
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とす ることも可能

特例 1 設置管理許可期間の特例(10年→20年)

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は20年
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の<u>許可を与えなけれ</u> ばならない

(設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間(上限20年間)内は更新を保証)

特例 2 <u>建蔽率の特例</u> (2%→12%)

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に 10%の建廠率上乗せ

特例3 占用物件の特例

・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、 広告塔を「利便増進施設」(占用物件)として設置可能 <制度を活用した公園整備イメージ>

